

災害時における避難行動基準
(水害・土砂災害)

(詳細版)

令和4年2月25日

澁川市

【 目 次 】

はじめに	1
1 市民の方々の避難に対する基本姿勢	2
2 要配慮者利用施設等の管理者の責務等	3
3 避難行動（安全確保行動）	3
（１）避難行動の目的	3
（２）立ち退き避難	4
（３）屋内安全確保	4
（４）緊急安全確保	5
4 洪水等による避難	5
5 土砂災害による避難	6
6 避難情報と居住者等がとるべき行動（警戒レベルの詳細）	6
（１）警戒レベル3 自主避難（災害のおそれあり）	7
（２）警戒レベル4 避難指示（災害のおそれ高い）	7
（３）警戒レベル5 緊急安全確保（災害発生または切迫）	7
7 避難情報の発令タイミングの基本的な考え方	8
8 避難情報の解除の基本的な考え方	8
9 避難情報の伝達	8
10 在宅の要配慮者の避難体制づくり	8
11 指定避難所等	9
12 避難の心得	9
13 平時の心得	9
14 防災行政無線が聞きとりづらいときには	10
15 渋川ほっとメール	10
16 災害用伝言ダイヤル	11

平成 27 年 6 月 1 日作成
平成 29 年 4 月 1 日改正
平成 29 年 6 月 1 日改正
平成 31 年 4 月 1 日改正
令和 元年 6 月 1 日改正
令和 4 年 2 月 25 日改正

はじめに

平成 30 年 7 月豪雨や令和元年台風第 19 号(令和元年東日本台風)など、近年の記録的な大雨により河川の氾濫、土砂災害等が多数発生し、避難遅れにより多くの尊い命が失われています。この甚大な災害を教訓に国は避難対策の強化として、居住者等が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう、避難情報等を 5 段階の警戒レベルに整理し、わかりやすく情報提供できるよう改善しました。さらに、令和 3 年災害対策基本法の改正では、警戒レベル 4 の避難勧告と避難指示を「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで「避難指示」を発令することにしました。また、警戒レベル 5 を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合は、直ちに安全確保を促すことができるようにするなど、避難情報が改善されました。加えて、今後の目指す社会として、「住民が『自らの命は自らが守る』意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取組強化による防災意識の高い社会を構築する」必要性も示されました。

近年の気象現象の局地化・激甚化により、渋川市でも甚大な自然災害がいつ起きてもおかしくありません。市民一人一人が、自らの判断で主体的な避難行動をとることを意識する必要があります。本「災害時における避難行動基準（詳細版）」は、市民の皆さんが早期に主体的な避難行動をとるための避難への考え方や市から発令する避難情報等の発令タイミングについて示しました。平時に一読していただくとともに、災害発生時は大切な人を守るために適切な避難行動をお願いいたします。

1 市民の方々の避難に対する基本姿勢

市では、より実効性のある防災体制へと大幅に地域防災計画の見直しをしているところですが、市民の皆様一人一人の実情に即した防災対応を行うことは困難です。加えて、気象現象が激甚化するなか、特に突発的な災害や激甚な災害では、避難情報の発令が間に合わないこともあります。また、被害が大きくなればなるほど、公的な救助が間に合わないこともあります。

市民の皆様には、市が実施する防災対応には限界があることを認識していただくとともに、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとる意識を持つことが肝要です。加えて、避難時は近所の方々に声掛けをして避難するなど「地域の命は地域で守る」意識も持っていただきますようお願いいたします。

主体的な避難行動をとるにあたり市民の皆様が特に留意すべき事項は以下のとおりです。

【平時】

- ・居住地等の日常生活において自らが居ることの多い場所の災害リスクを把握していただき、災害時にとるべき避難行動を確認してください。
- ・避難経路の安全を確認してください。

【避難時】

- ・避難行動を共にとることが想定される家族や地域の方々と、災害時には可能な範囲で声を掛け合って避難してください。
- ・夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合は、日が明るいうちから避難をしてください。
- ・暴風が予想される場合は、昼夜を問わず暴風が吹き始める前に避難をしてください。
- ・災害リスクのない所でも、危険だと感じれば、自主的かつ速やかな避難行動をとってください。
- ・一時的な避難先として、やむを得ず車中泊をする場合には、エコノミークラス症候群等に留意してください。
- ・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準として災害に対する危険性を低く認識する、あるいは自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等によって避難行動をとるタイミングを逸しないようにしてください。
- ・行政から提供される避難情報や防災気象情報、水位情報などの正しい情報を取得し、適時的確な避難行動の判断資料に用いてください。
- ・避難情報の発令に伴い避難したものの、災害は必ず発生するものとは限りません。現在の科学技術でも限界があります。「空振り」となった場合でも、何も起きなければ「幸運だった」という心構えが重要です。
- ・他者からの避難の呼びかけが大きな動機付けとなることから、自らの親戚・知人等が災害リスクのある区域等の居住者等である場合には、電話等で避難を促すことが重要です。

2 要配慮者利用施設等の管理者の責務等

平成 29 年 5 月に水防法と土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）に立地し、かつ市町村地域防災計画に定められている社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、避難確保計画の作成に加え、避難訓練の実施が義務付けられています。施設管理者等は、施設利用者全員が安全に避難を完了できるよう、「警戒レベル 3 自主避難」※1 等の早いタイミングから避難行動を行うことが基本です。しかし、「警戒レベル 3 自主避難」は比較的早いタイミングから発令されるため、技術的限界により「空振り」の発令になりやすいうえに、発令頻度が比較的高い傾向があります。特に、要配慮者利用施設等の施設利用者には避難行動自体が負担になる人もいます。「警戒レベル 3 自主避難」の避難情報が発令される度に、施設利用者全員が避難することが必ずしも望ましくない場合も考えられます。このため施設管理者等は、例えば「警戒レベル 3 自主避難」のタイミングでは避難時の持ち出し品のみを避難先に移送し、「警戒レベル 4 避難指示」のタイミングで十分な避難支援体制のもと、施設利用者が円滑かつ確実に避難できるようにするなど、施設利用者の状態や支援体制等に応じた柔軟な避難対応も選択肢の一つです。

一方、施設の利用者数や施設利用者の状態等により、施設利用者全員の避難完了までに多くの時間を要する場合は、避難に要する時間を検討・確認し、必要に応じて、防災気象情報等を参考に「警戒レベル 3 自主避難」よりも早いタイミングで施設利用者の避難支援を開始する必要もあります。

さらに、施設管理者等は、避難経路や避難経路の安全性を平時より確認しておくとともに、災害時における避難経路の通行止めや、計画していた移動手段や支援体制を確保できない等の不測の事態に備え、施設利用者の緊急安全確保行動の支援についてもあらかじめ確認・準備をしておく必要があります。また、施設管理者等は、市町村や消防団、居住者等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるような関係を構築しておくことを必要です。

※1 「警戒レベル 3 自主避難」：市では、警戒レベル 3 で「自主避難」のキーワードを用いています。「自主避難」は、災害リスクのあるところの居住者で高齢者に限らず、気象現象や災害等に不安を持っている方にも避難を促す言葉としてこれまでも使用してきました。市民になじみのある言葉でもあることから、このキーワードを用いています。

3 避難行動（安全確保行動）

（1）避難行動の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」です。

平時から次に掲げる事項を確認していただき、災害時には適切な避難行動を

とれるよう準備・訓練等をしておきましょう。

- ・災害種別毎に、自宅・施設等がある場所に、どのような命を脅かす脅威があるのか
- ・それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）
- ・どのタイミングで避難行動をとれば良いか

（２）立退き避難

ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に指定されている区域又はハザードマップ等に掲載されていないものの災害リスクがあると考えられる地域の居住者等は、自然災害により自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがある場合に、その場を離れて災害リスクのある区域の外側等の災害に対し安全な場所に移動することを「立退き避難」といいます。「立退き避難」は、自らが居る建物から離れ避難するという意味で「水平避難」と呼ばれる場合もあります。

「立退き避難」の避難先としては、市が指定している指定緊急避難場所（災害の種別により異なることに留意）や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先があります。

（３）屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの上記「３（２）立退き避難」が最も望ましいが、洪水浸水想定区域にある自宅・施設等において住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかで、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保する行動を「屋内安全確保」といいます。居住者等が自らの確認・判断による行動です。

ただし、自宅・施設等自体は災害リスクのある区域等にあり浸水するおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要があります。

- ① 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域※²に存していないこと
- ② 自宅・施設等に浸水しない居室があること
- ③ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障※³を許容できること

※² 家屋倒壊等氾濫想定区域：家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域のことをいいます。なお、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所にある自宅・施設等では家屋の倒壊・流失の災害リスクは高いです。

※³ 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になること。電気、ガス、水

道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります。

なお、土砂災害については、自宅・施設等が外力により倒壊するおそれがあるため、立退き避難が推奨されています。

(4) 緊急安全確保

「3 (2) 立退き避難」を行う必要がある住民等が、避難し遅れたために、災害の発生又は災害発生の直前で、指定緊急避難場所等への立退き避難が安全にできない状況下※4に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難の行動を変え、身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することを「緊急安全確保」といいます。ただし、本行動は、災害が既に発生・切迫している状況において、居住者等が自らの判断による次善の行動であるため、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限りません。このため、当該行動をとるような状況は極めて危険で、「警戒レベル3 自主避難」や、「警戒レベル4 避難指示」が発令されたタイミングで避難することが重要です。

※4 「立退き避難を安全にできない可能性がある状況」の例としては、河川が氾濫し、自宅・施設等や避難経路が大規模に浸水している状況や避難経路で土砂災害が発生し、通行不可能な状況やそのおそれがある場合です。

4 洪水等による避難

洪水浸水想定区域等の災害リスクのある区域等の居住者等の避難行動は「3 (2) 立退き避難」が基本です。しかし、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合、自らの判断で「3 (3) 屋内安全確保」することも選択肢の一つです。また、すでに洪水等が発生・切迫し、やむを得ない場合には「3 (4) 緊急安全確保」になります。小中河川においては、短時間の局地的大雨等で道路が氾濫水で川のような流れになっている場合は、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険となるおそれがあるため、立退き避難自体を控えることも検討する必要があります。

河川によっては、台風等が過ぎ去った後や自分がいる場所での降雨が止んだ後に水位が上昇し氾濫することがあります。自宅・施設等への帰宅判断は、市の避難情報の解除を踏まえ慎重に行動してください。

5 土砂災害による避難

土砂災害は、木造住宅を流失・全壊させるほどの破壊力を有しているため、土砂災害警戒区域等の居住者の避難行動は「3 (2) 立退き避難」が基本です。

避難の遅れにより土砂災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等までの移動が

かえって命に危険をおよぼす場合は「３（４）緊急安全確保」を行います。崖等の反対側２階以上に移動するか、できるだけ離れた堅牢な建物（できれば高層階）や河川や溪流から高低差のある高い場所へ移動するなど、自らの判断で身の安全を確保することになります。

なお、小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、直ちに身の安全を確保する行動をとるとともに、周辺の方々に声をかけて避難を促してください。その後、市に連絡をお願いします。

土砂災害は、降雨が止んだ後しばらくしてから発生する場合があります。自宅・施設等への帰宅判断は、市の避難情報の解除を踏まえ慎重に行動してください。

6 避難情報等と居住者等がとるべき行動（警戒レベルの詳細）

住民の命を脅かす危険がある自然災害を避難情報の発令対象とし、災害発生のおそれの高まりに応じて、警戒レベルを５段階に分類して「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市が発令する避難情報と気象庁から発表する注意報・警報等）とを関連付けたものです。避難情報の発令対象区域を可能な限り絞り込んで発令します。

基本的事項を以下の表に示します。

警戒レベルに応じた渋川市が発令する避難情報と体制				
警戒レベル	渋川市の避難情報等	トリガーとなるべき情報と判断		渋川市の体制
		土砂災害(短時間豪雨)	河川	
警戒レベル5	緊急安全確保	大雨特別警報(警戒レベル5相当) 大規模災害発生のおそれ	を受けて 総合的に判断	氾濫発生情報
~~~~(警戒レベル4までに必ず避難！)~~~~				災害対策本部
警戒レベル4	避難指示	土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当) 災害発生(中規模程度) 土砂災害前兆現象情報	を受けて 総合的に判断	
警戒レベル3	自主避難(含高齢者等避難)	大雨警報(警戒レベル3相当) を受けて総合的に判断		氾濫警戒情報 避難判断水位
警戒レベル2	—	大雨・洪水注意報(警戒レベル2)		氾濫注意情報
警戒レベル1	—	早期注意情報(警戒レベル1)		—

※警戒レベル１、警戒レベル２についての説明は割愛します。

### （１）警戒レベル３自主避難（災害のおそれあり）

「警戒レベル３自主避難」は、災害が発生するおそれがある状況で災害リス

クのあるところの居住者で高齢者に限らず、気象現象や災害等に不安を持っている方にも避難を促す情報です。特に、災害リスクのある区域等から避難するのに時間を要する方などに対して発令する情報です。短時間の大雨で指定緊急避難場所の開放手続きがされていなくても、住民の方々に適切な避難行動をとる必要がある状況をお知らせするためにも適切なタイミングで警戒レベル3自主避難を発令します。特に、避難経路が局所的な浸水や土砂災害等により通行止めになり孤立するおそれがある場所などにお住まいの方々は、この避難情報のタイミングで避難することが重要です。

## **(2) 警戒レベル4 避難指示（災害のおそれ高い）**

「警戒レベル4 避難指示」は、災害が発生するおそれが高い状況下で、災害リスクのある区域等の居住者全員に、危険な場所から避難する必要がある時に発令する情報です。居住者全員が、この時点で避難を開始することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することになります。具体的にとるべき避難行動は、「3（2）立退き避難」が基本です。ただし、洪水等に対して、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「3（3）屋内安全確保」することも選択肢の一つです。

## **(3) 警戒レベル5 緊急安全確保（災害発生または切迫）**

「警戒レベル5 緊急安全確保」は、災害が発生又は切迫している状況で、居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「3（2）立退き避難」の避難行動から、「3（4）緊急安全確保」へと行動変容しなければならないような事態の時に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令する情報です。ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市から必ず発令される情報ではないことに留意が必要です。自らの判断で、洪水に対しては少しでも高いところへの移動、土砂災害に対しては少しでも崖から離れる高いところに移動するなどの命を守る行動をとることになります。このような状況に至る前の「警戒レベル3 自主避難」や「警戒レベル4 避難指示」が発令されたタイミングで避難することが極めて重要です。

## **7 避難情報の発令タイミングの基本的な考え方**

市は立退き避難する人のリードタイム※5を踏まえたタイミングで避難情報を発令します。前線や台風等による大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴

も踏まえつつ、早めに判断し避難情報を発令します。

なお、事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも「警戒レベル3 自主避難」、「警戒レベル4 避難指示」、「警戒レベル5 緊急安全確保」の順に発令せず、段階を踏まずに状況に応じて適切な避難情報を発令することに留意が必要です。

また、指定緊急避難場所が未開放であったとしても、夜間・未明であったとしても、居住者等の身の安全の確保を最優先に適切なタイミングで避難情報を発令します。

※5 リードタイム：災害の発生から被災を受けるまでに行う準備のための時間のこと

## 8 避難情報の解除の基本的な考え方

災害の切迫度が低下し、災害が発生するおそれなくなった場合には解除します。洪水を対象にした避難情報の解除は、水位が氾濫危険水位（レベル4 水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本とします。土砂災害を対象にした避難情報の解除は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4 相当情報[土砂災害]）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後でも発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本とします。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック（ひび割れ、亀裂等）等の有無など）等を踏まえ、慎重に解除の判断をします。

## 9 避難情報の伝達

避難情報発令対象地域の居住者に対し、防災行政無線、渋川市 HP、渋川ほっとメール、渋川市防災行政無線フリーダイヤル、などを用いて周知します。

※6 緊急情報配信サービス：携帯電話を使用していない方で緊急情報の入手が比較的困難な高齢者などを対象として、ご自宅の電話や FAX に緊急情報を配信するサービス

## 10 在宅の要配慮者の避難体制づくり

在宅の避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を活用し、地域全体で実現性のある支援態勢を構築し、自治会や自主防災組織、消防団、福祉関係者等で訓練を実施し実効性を高めましょう。

## 11 指定避難所等

市では、初期段階で避難する指定緊急避難場所を、市内の一部の小中学校、公民館、自治会館、公園等 196 か所指定しています。災害による家屋の倒壊、焼失又は家での生活が困難になった方が利用する指定避難所を 51 か所指定しています。

また、保健師、介護専門員が介護等を必要と判定した方の避難先として、市内の福祉施設 22 か所を福祉避難所として指定しています。

## 12 避難の心得

- ・最新の気象情報を入手し、避難を呼び掛けながら避難しましょう。
- ・避難する前に、電気のブレーカー・ガスの元栓を切りましょう。
- ・一人での避難を避けましょう。
- ・お年寄りや体の不自由な方の避難のお手伝いをしましょう。
- ・道路が冠水した状態で避難する際は、足下に注意を払い、長い棒などを持って確認しながら避難しましょう。
- ・避難が遅れたら、少しでも高くて丈夫な建物又は高台に逃げ安全を確保しましょう。

## 13 平時の心得

- ・指定緊急避難場所・指定避難所までの避難経路を確認しておきましょう。
- ・避難時の持ち出し品の事前準備をしておきましょう。  
【携帯ラジオ・非常食（3日分）・懐中電灯・着替え・常備薬・貴重品等】
- ・普段からご近所にあいさつをするなど、コミュニケーションをとっておきましょう。
- ・地域で行われる防災訓練に積極的に参加しましょう。



## 14 防災行政無線が聞きとりづらいときには

ぼうさいぎょうせいむせん  
「防災行政無線が聞きとりづらい！」  
こんなときは「0800-800-7373」

市では、災害の恐れがある場合又は、災害が発生した場合には「防災行政無線」「広報車」「渋川ほっとメール」等でお知らせいたしますが、地形や気象状況等で聞きづらい場合があります。その場合には、フリーダイヤル「0800-800-7373」にお電話をしてください。

「防災行政無線」と同じ内容を無料で聞くことができます。

【防災に関するお問合せ】 渋川市危機管理室 22-2130

## 15 渋川ほっとメール

【渋川市の情報を文字で見ることができるメール】



# 渋川ほっとメール

「渋川ほっとメール」は、災害・緊急情報などを、皆さんの携帯電話やパソコンに電子メールで配信し、くらしの安全安心をサポートします。ぜひご利用ください。

### 災害・ 緊急情報

- ・災害情報
- ・避難情報
- ・携帯各社緊急速報

### 防犯・ 見守り情報

- ・防犯情報
- ・行方不明者情報  
(渋川警察・県警本部の配信)

### 気象情報

- ・気象情報
- ・地震情報(震度3以上)
- ・特別警報

### 火災情報

- ・火災の発生
- ・火災の鎮火  
(地区選択可能)

### 防災行政 無線放送

- ・交通規制・有害鳥獣
- ・断水・ダム放流
- ・選挙・議会開催など

音声で  
確認

### しぶかわ 知っ得 ニュース

- ・健康・福祉
- ・子育て
- ・イベント・観光
- ・くらし

渋川市防災行政無線フリーダイヤル  
☎0800-800-7373

渋川ほっとメールの情報は市公式LINEでも  
受け取れます！ 詳しくは裏面へ→



## 16 災害用伝言ダイヤル

### 【あなたの無事を伝える災害用伝言ダイヤル】

災害時には携帯電話などはつながりづらく家族や知人、親戚などの安否が分からず不安になります。そんなときには「災害用伝言ダイヤル」を使用して下さい。  
無料で現状を声で伝えることができます。



災害時の安否情報がやりとりできるサービス

**171**

災害用伝言ダイヤル

自宅や外出先から、電話で「171」をダイヤル

災害用伝言ダイヤル「171」は、災害発生時に家族、知人などの安否を確認する“声の伝言板”です。災害時は全国から被災地への電話がつながりにくくなります。もしもの時に備え、ご利用方法を覚えておいてください。

#### ■伝言の録音方法

**171** をダイヤルする

↓ ガイダンスが流れます

録音の場合 **1** 暗証番号を利用  
する録音は **3**

↓ ガイダンスが流れます

連絡を取りたい被災地の方の固定電話番号または  
携帯電話・IP電話の番号をダイヤルする。

0  -  -   
0  -  -

↓ ガイダンスが流れます

プッシュ回線の場合は **1**

ダイヤル回線の場合はダイヤル不要

↓ ガイダンスが流れます

伝言の録音をする(30秒以内)

#### ■伝言の再生方法

**171** をダイヤルする

↓ ガイダンスが流れます

再生の場合 **2** 暗証番号を利用  
する再生は **4**

↓ ガイダンスが流れます

連絡を取りたい被災地の方の固定電話番号または  
携帯電話・IP電話の番号をダイヤルする。

0  -  -   
0  -  -

↓ ガイダンスが流れます

プッシュ回線の場合は **1**

ダイヤル回線の場合はダイヤル不要

↓ ガイダンスが流れます

伝言の録音内容を確認する

※ NTT東日本・NTT西日本の電話サービスから伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の固定電話、携帯電話やPHSから発信する場合、通話料については各通信事業者にお問い合わせください。なお伝言録音等に使うサービス利用料は無料です。

#### ■使い方のポイント

- ① 電話番号：家族でどの番号にするか決めておきましょう！
- ② 録音内容：下記の「あいたいよ」を参考に録音してください！

覚えておいて！  
171でお伝えすること：

**「あいたいよ」**

**あ  
い  
た  
い  
よ**

- あなたの名前は？（フルネームを伝えて！）
- いまいる場所は？（具体的な場所を伝えて！）
- だれといっしょか？（一緒に避難している方も伝えて！）
- いたいところはあるか？（ケガや体調について伝えて！）
- よこく（次の連絡はいつか、次回の予定を伝えて！）

- ・毎月1日及び15日、正月三が日、防災週間（8月30日～9月5日）および防災とボランティア週間（1月15日～21日）に体験利用ができます
- ・お問い合わせは、局番なしの「116」へ  
※ 携帯電話弊社以外の固定電話からのお問い合わせは「0120-116-000」へ

**web171**  
災害用伝言板

<https://www.web171.jp>

または、web171と検索



災害用伝言板「web171」は、災害発生時に家族、知人などの安否を確認する“インターネット上の伝言板”です。もしもの時に備え、事前に「利用者情報の登録」および「ご利用方法の確認」をお願いします。

### ■利用者情報の登録（初めてご利用の方）

- ・伝言板をご利用される方の個人情報（電話番号など）と、伝言を登録した際の通知先を登録します。
- ・登録方法などの詳細は「<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171s/touroku.html>」をご確認ください。

### ■伝言の登録方法

災害用伝言板(web171) English 한국어

TOP画面

伝言の登録や確認ができます。

電話番号

利用者登録をした電話番号を入力し、**登録**をクリック

伝言（最大100文字）を入力し、**登録**をクリック

### ■伝言の確認方法

災害用伝言板(web171) English 한국어

TOP画面

伝言の登録や確認ができます。

電話番号

利用者登録をした電話番号を入力し、**確認**をクリック

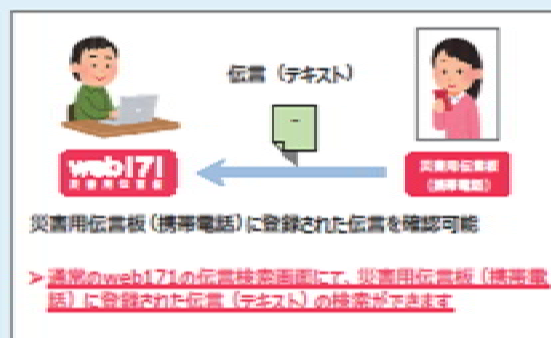
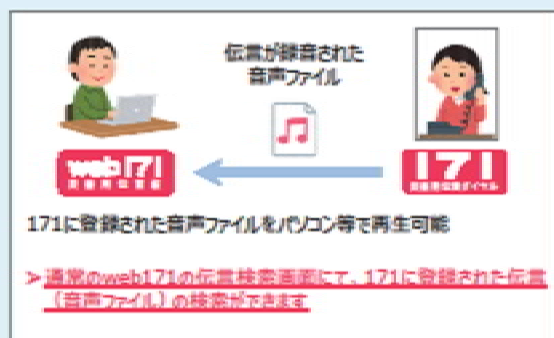
2. でんでんろう (07月01日 13:30 登録)

安否: 無事です。被害がありません。自宅にいます。避難所にいます。  
伝言: でんでんろうは無事です。

登録された伝言が表示されます

### ■災害用伝言板（171）および災害用伝言板（携帯電話）との連携

- ・災害用伝言板（web171）は災害用伝言ダイヤル（171）および災害用伝言板（携帯電話）と連携しており、相互に伝言の登録および確認が可能となっております。



※ 災害用伝言板（web171）のサービス利用料は無料ですが、インターネット接続費用やプロバイダ利用料などは別途必要となります  
※ 災害用伝言板（携帯電話）の詳細は各携帯事業者へお問い合わせください

# 災害発生時初動対応マニュアル

## (風水害対応編)

～発災直前から発災後 2 日間程度～

令和 6 年 4 月

## 目 次

1	総則	
(1)	風水害対応編の目的と位置づけ	1
(2)	風水害対応編の事象	1
(3)	風水害対応編の範囲	1
(4)	風水害の特徴	2
(5)	風水害対応の考え方	2
2	警戒レベル	2
3	避難情報発令の考え方	3
(1)	各段階の避難情報発令の考え方	3
(2)	避難情報解除の考え方	5
4	各段階での体制と災害応急対策	5
(1)	情報収集体制	7
(2)	災害警戒本部	7
(3)	災害対策本部	8
5	各体制での要員配置と主たる対応部署	15
6	職員の参集	15
(1)	参集方法	15
(2)	自主参集	16
(3)	交通経路途絶時の参集	16
7	その他	16

## 1 総則

### (1) 風水害対応編の目的と位置づけ

「災害発生時初動対応マニュアル（風水害対応編）」（以下「マニュアル」という。）は、渋川市において台風や前線等の活発化による大雨や強風等の気象現象により生じる風水害発生時の職員による災害応急対策が、迅速かつ的確に遂行できることを目的としたものである。

災害発生時の応急対策業務は、日々の業務とは異なり経験したことのない判断を伴う業務や速さが求められる。マニュアルは、迅速に業務を処理するため簡潔に記載しておくことが最善ではあるものの、各業務の意義を理解していないと適切な業務遂行が行われないため、最低限の各種対応業務の目的や必要性、観点などについて記載する。

災害発生時に読んでいる時間はないので、平時に読み込み、各段階で「何をしなければならないか」、そして我々の想定を超える事象が発生することも十分あり得ることから、マニュアルに記載してある事項を超え対応しなければならないことも意識しておくことが重要である。

### 風水害対応の事象

### (2) 風水害対応編の事象

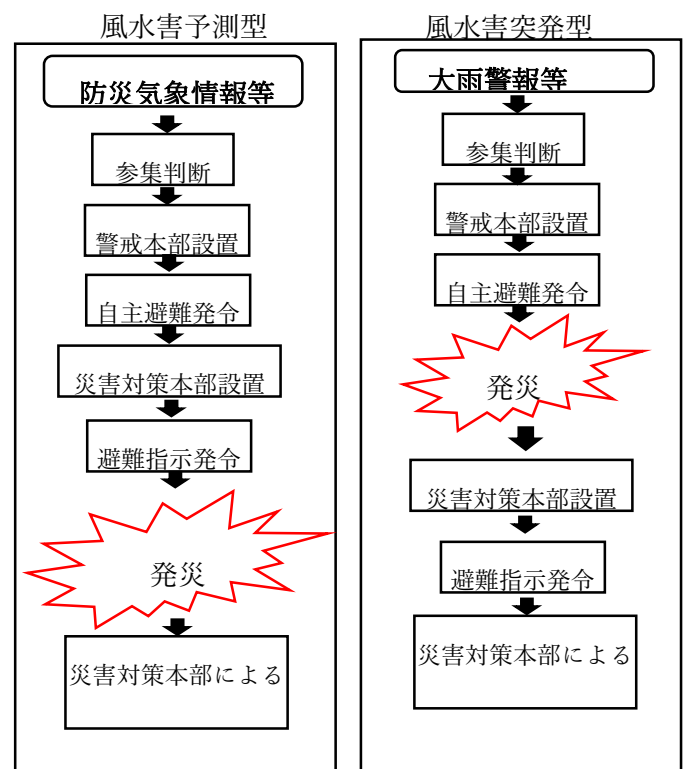
風水害対応の事象は、特徴により下記の2つの型に大別される。

#### ア 風水害予測型

防災気象情報等により災害発生前に体制を組むことが可能な台風等の事象

#### イ 風水害突発型

定量的予測が難しい前線の活発化等に伴う集中豪雨など、事前に体制を組むことができない事象



### (3) マニュアルの範囲

台風等の風水害予測型は、本市に最接近する2日前頃から台風通過後の2日間程度の対応について記載する。

予測できない集中豪雨等の風水害突発型は、大雨警報等が発表され避難情報の発令から短時間で発災する事態での災害応急対策が軌道に乗るまでのおおむね2日間の対応について記載する。

甚大な災害発災後の3日目以降は、災害応急対策も軌道に乗り実施されるので、渋川市地域防災計画に基づき対応する。



#### （４）風水害の特徴

風水害においては、雨が強く降り始める警戒段階から災害対策本部を設置する段階まで、時間の経過とともに現象が顕在化し徐々に災害の切迫度・深刻度が高まっていく特徴がある。段階的に発表される防災気象情報に記載されている雨量や風の量的予報や土砂災害現象のメカニズムは、現在の科学技術では精度の高い予測までは至っていない（以下「技術的限界」という。）ことを念頭に対応することが肝要である。

#### （５）風水害対応の考え方

防災気象情報の技術的限界を踏まえ、最悪を想定して一回り大きな体制を組むことが重要である。過去の事例では、現象が悪化してしまってから体制強化を決断したことで、職員参集に時間を要し、応急対策が後手に回ってしまい迅速かつ的確な災害応急対策ができなかったことが教訓として示されている。災害状況が正確に把握できない場合でも、最悪の事態を想定し判断・行動することが肝要である。

防災に携わる者として、最悪を想定し最初に大きく構え、そこから状況が良くなると緩和していく。様子を見てから広げるのではなく、最初に広げ段々縮めていくというのが防災対応の鉄則であり市民の命を守ることになる。

## ２ 警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生の危険度と、とるべき避難行動を、市民が直感的に理解するための情報である。避難に関する情報や防災気象情報等の防災情報を下記の５段階に分けて伝える。以下は、本市における警戒レベルと防災気象情報の関係と市の体制を関連付けた表である。

警戒レベルに応じた渋川市が発令する避難情報と体制				
警戒レベル	渋川市の避難情報等	トリガーとなるべき情報と判断		渋川市の体制
		土砂災害(短時間豪雨)	河川	
警戒レベル5	緊急安全確保	大雨特別警報(警戒レベル5相当) 大規模災害発生のおそれ	を受けて 総合的に判断	氾濫発生情報
~~~~〈警戒レベル4までに必ず避難!〉~~~~				災害対策本部
警戒レベル4	避難指示	土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当) 災害発生(中規模程度) 土砂災害前兆現象情報	を受けて 総合的に判断	
警戒レベル3	自主避難(含高齢者等避難)	大雨警報(警戒レベル3相当) を受けて総合的に判断		氾濫警戒情報 避難判断水位
警戒レベル2	—	大雨・洪水注意報(警戒レベル2)		氾濫注意情報
警戒レベル1	—	早期注意情報(警戒レベル1)		—

3 避難情報発令の考え方

市民は、テレビやインターネットを通じて気象情報を入手することは可能であるが、自らが所在する地域が実際に災害発生危険性が高まっているのかどうかを判断することは困難である。このため、市では地域住民に対して命を守るための避難行動をとる必要があることを訴えかけることが極めて重要であり、その周知手段が避難情報の発令である。

本市に対し今後の降雨により気象庁から重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報（警報）、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに発表される土砂災害警戒情報及び、河川の増水による氾濫等で命を守る行動をとらなければならない情報を入手した場合は、今後の気象現象の推移を勘案して避難情報を発令し、命を守る行動に必要な情報を提供するとともに、対象となる災害に対し市民の命を守る選択肢として、指定緊急避難場所への避難を可能とする体制を整えることは市として当然の責務である。

また、上記情報以外で市長が必要と認めたときも避難情報を発令し必要に応じた体制をとる。

特に、暗くなってから大雨警報等が発表される可能性がある場合は、明るいうちの避難行動を促す必要がある。

なお、本市では、警戒レベル3のキーワードは「自主避難」を用いている。国が定めている「高齢者等避難」は、主に高齢者のみを対象として受け取られやすく、一方で「自主避難」は災害リスクのあるところの居住者で高齢者に限らず、気象現象や災害等に不安を持っている方にも避難を促す言葉として、本市では従来から用いており市民になじみのある言葉でもあることから、このキーワードを用いる。

（1）各段階の避難情報発令の考え方

市は、気象状況及び被害の発生状況に応じ、市長の総合的判断の下で以下の避難情報を発令する。

ア 自主避難

気象警報はいまだ発表されていないものの、社会的に関心の高い事象（台風等）で、過度な報道発表等による市民の不安や暗くなってからの避難情報を発表する可能性がある場合の避難行動に配慮し、明るいうちに「自主避難」を発令する。「自主避難」は、時間の経過とともに「警戒レベル3 自主避難」に引き上げる可能性が極めて高く、対象災害リスク地域の居住者や、高齢者等の独り住まい等で不安のある人は、早めに避難し安心してもらうことを目的とし発令するものである。

イ 警戒レベル3 自主避難

（ア）土砂災害

土砂災害に対しては、気象庁の大雨警報（土砂災害）の発表を受け、土砂災害危険度分布（キキクル）の「警戒」が示されている地区を対象に総合的判断※1の上で発令する。避難の対象者は、発令対象地区の土砂災害警戒区域の居住者を対象とする。

※1 土砂災害の総合的判断：気象庁の土砂災害危険度分布で「警戒」が示されている地区に民家がなく、土石流渓谷が含まれていない場合は避難情報を見合わせる。また、大雨警報（土砂災害）の発表基準には達したものの短時間で降水現象が止む、又は弱まることが明確である場合も避難情報の発令は見合わせる。

（イ）洪水災害

洪水災害に対しては、小河川に発表される洪水警報は状況を見て総合的判断※2の上で発令する。ただし、利根川や吾妻川（以下「主要河川」という。）に近く、傾斜が緩やかになった小河川で氾濫の可能性がある避難判断水位等の予測情報を入手した場合は、主要河川からの逆流も視野に「警戒レベル3 自主避難」の発令も検討する。

また、群馬県リアルタイム水害リスク情報システムや気象庁の洪水警報危険度分布の予測値を用い、洪水災害発生可能性がある場合は危機管理型水位計の水位を確認しつつ、避難時間を考慮し「警戒レベル3 自主避難」の発令を検討する。

※2 洪水災害の総合的判断：急傾斜の小河川は急激な降雨でたちまち氾濫する。氾濫した水は、急傾斜で水位が高くならず急速に流れ下るので、家屋が倒壊する災害の可能性は低いと考えられる。一方、氾濫した水は道路に集まり、道路が川のようになることが多い。水深が浅くても流れが速く注意が必要である。このような状況下で屋外へ避難することは、かえって危険であり自宅の安全なところに避難することも選択肢の一つである。これらの状況を勘案し傾斜地の小河川で洪水警報が発表（洪水警報危険度分布で赤や紫が表示）された場合は、見合わせることも視野に検討する。

エ 警戒レベル4 避難指示

（ア）土砂災害

土砂災害の発生や土砂災害警戒情報の発表を受け、土砂災害危険度分布の「非常に危険」又は「極めて危険」が示されている地区を対象に降雨の状況及び今後の推移等を総合的判断※3の上で、土砂災害警戒区域及びその周辺の居住者を対象に「警戒レベル4 避難指示」を発令する。

※3 土砂災害の総合的判断：土砂災害危険度分布で「非常に危険」又は「極めて危険」が示されている地区に民家がなく、土石流渓谷が含まれていない場合は避難情報を見合わせる。また、土砂災害警戒情報発表基準には達したものの、短時間で降水現象が止むことが明確である場合も避難情報の発令は見合わせる。

（イ）洪水災害

洪水災害に対しては、中小河川の越流や破堤による「外水氾濫」と、主要河川の水位が高くなり支川や下水道から水があふれる「湛水型の内水氾濫」（主要河川から支川への逆流によるものや、人為的な水門閉鎖によるものを含む）を対象に、広域に発

生する可能性がある場合に総合的判断※4の上で「警戒レベル4避難指示」を発令する。

※4 洪水災害の総合的判断：主要河川に近い傾斜が緩やかになった中小河川で、氾濫の可能性のある氾濫危険水位等の予測情報を入手した場合は、主要河川からの逆流も考慮し、群馬県リアルタイム水害リスク情報システムや、気象庁の洪水警報危険度分布の予測値と実況値である水位計（危機管理型水位計を含む）の水位を確認しつつ、避難時間を考慮し「警戒レベル4避難指示」の発令を検討する。

オ 警戒レベル5緊急安全確保

（ア）土砂災害

土砂災害が広域又は市内の数箇所で発生し、多数の人的被害の発生した場合又はその可能性がある場合に、「警戒レベル5緊急安全確保」を発令する。

（イ）洪水災害

洪水災害は、主要河川の氾濫等により浸水想定区域が広域に浸水した場合又はその可能性がある場合に「警戒レベル5緊急安全確保」を発令する。

（２）避難情報解除の考え方

大雨警報（土砂災害）の解除は、雨の現象が止まり、又は弱まり、土壌雨量指数が基準値以下になった場合としており、解除までには時間を要する。市内の雨の現象は地形等の影響も受けることから土壌雨量指数の動向は各土砂災害判定メッシュ情報※5で異なり、全域一括しての解除となると時間がかかる。したがって、今後の雨の心配がない場合で、土砂災害の危険性が低くなった地区（土壌雨量指数が基準値以下）から順次解除する。洪水災害に伴い発令した避難情報対象地区は、天気が回復した後に水位が上昇する主要河川特有の可能性も視野に、水位の状況を十分確認しつつ解除する。

※5 土砂災害判定メッシュ情報：土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を1kmメッシュごとに階級表示した情報である。日本国内の陸上を対象に、地表面を約1km四方の領域に分けて、それぞれの領域で計算されている。

4 各段階での体制と災害応急対策

災害発生のおそれのある警戒期から発災後2日程度（災害応急対策初動期）での災害発生の深刻度により、災害対策本部の段階に応じた体制と実施すべき災害応急対策の概要について示す。

風水害を対象とした段階に応じた体制と実施すべき災害応急対策の概要

体 制	実施すべき対策の概要
情報収集体制	台風や局地的大雨等により、本市に災害が発生する可能性がある気象現象が予想された場合に設置する。 防災気象情報等を入手し、本市への影響を分析評価し、必要に応じて所属長に情報共有する。
災害警戒本部	情報及び分析評価により災害が発生するおそれがあると判断した場合は、災害警戒本部を設置する。 市民の避難行動に配慮し、「自主避難」又は「警戒レベル3 自主避難」を発令する。発令対象地区住民へ自主避難の発令周知と、自主防災組織の会長（自治会長）及び対象地区公民館関係者へ指定緊急避難場所の開放等を連絡。
災害対策本部	災害の発生又は災害が発生する可能性が高いと市長が判断した場合は、災害対策本部を設置する。 「警戒レベル4 避難指示」を発令するとともに、発令対象地区の住民への周知と、自主防災組織の会長（自治会長）及び対象地区公民館関係者へ指定避難所の開設等を連絡。また、災害の規模に応じて以下のとおり4段階の体制で対応する。
	小規模な土砂災害など局地的な災害の発生又は発生が予想される場合の体制。 発令対象地区に指定避難所を開設。
	中小規模の土砂災害による数名の人的被害や、小河川の内水氾濫による十数軒を超える床上浸水被害の発生又は発生が予想され、複数の地区に「警戒レベル4 避難指示」を発令する場合の体制。 人的被害が発生した場合は、発生地区の行政センターに現地災害対策本部を設置。
	中小規模の土砂災害により数名を超える人的被害や、外水氾濫により数十軒を超える床上浸水被害の発生又は発生が予想され、多数の地区に「警戒レベル4 避難指示」を発令する場合の体制。 人的被害が発生した場合は、発生地区の行政センターに現地災害対策本部を設置。被害の状況に応じて「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令。
	大規模の土砂災害により十数名を超える人的被害や主要河川の外水氾濫により百軒を超える床上浸水被害の発生など国や県等の支援が入る事態もしくは予想される場合の体制。 発生地区の行政センターに現地災害対策本部を設置。被害の状況に応じて「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令。

（１）情報収集体制

前橋地方気象台から発表される防災気象情報等に基づき、台風や局地的大雨等により渋川市に災害が発生する可能性がある場合に、情報収集体制を設置する。本市への影響を分析評価し、職員の危機意識や参集への心構えを高めるために、所属長を通じて情報共有し全庁的に防災体制に備える。情報収集体制は危機管理室職員で対応する。防災情報の不確実性を考慮しつつ、前橋地方気象台と緊密に情報共有を行う。

主な対応業務は以下のとおりである。（別表を参照）

気象情報等の情報収集と監視及び市内への影響評価	
情報収集会議（災害対応実働班長（部局長）との情報共有）	
市民向け注意喚起情報提供（市のホームページ等）	

（２）災害警戒本部

前橋地方気象台から発表される早期注意情報（警報級の可能性）や、警報に切り替える可能性が高い注意報を分析評価し、市内に災害が発生するおそれがあると判断した場合は、災害警戒本部を設置するとともに、「自主避難」又は「警戒レベル３自主避難」を発令する。発令した避難情報は、防災行政無線や市ホームページ、渋川ほっとメール、市公式LINE等を用いて市民に周知する。

また、避難する市民に指定緊急避難場所を開放する。指定緊急避難場所の開放に当たり、発令した対象地区の自主防災組織の会長（自治会長）及び対象地区公民館関係者へ開放の連絡を行う。

主な対応業務は以下のとおりである。（別表を参照）

災害警戒本部設置・運営	「渋川市災害警戒本部設置要綱」参照
・気象情報等の情報収集と監視及び市内への影響評価	
・災害対応情報収集・分析体制確立	「災害情報対応マニュアル」参照
・報道機関等への問い合わせ対応	「報道対応マニュアル」参照
・市民等からの問い合わせ対応	「災害情報対応マニュアル」参照
避難情報発令準備	
・発令対象地区の選定	
・市長への自主避難発令承認	
事前連絡	
・関係担当班長（部長）への事前連絡	
・対象地区の公民館避難所開放事前通知	
・対象地区自治会長への事前通知	
避難情報発令	
・対象地区の公民館避難所開放	
・市民への周知	「災害情報対応マニュアル」参照
・県への報告	「災害情報対応マニュアル」参照

（３）災害対策本部

災害の発生又は災害が発生する可能性が高いと市長が判断した場合は、災害対策本部を設置するとともに「警戒レベル４避難指示」を発令する。発令した避難情報は、防災行政無線や市ホームページ、渋川ほっとメール、市公式LINE等を用いて市民に周知する。

また、避難する市民のために指定避難所を開設する。指定避難所の開設に当たり、発令した対象地区の自主防災組織の会長（自治会長）及び対象地区公民館関係者へ開設の連絡を行う。

的確な災害応急対策を実施するために、災害対策に関する情報を災害対策本部に一元的に集約するとともに、災害発生時の多量な情報流入に備え、災害対策本部の情報収集及び情報の重要度を解析する体制を強化し対応する。

特に重要度（緊急度）に応じた「情報トリージ」を行い、生命及び身体の安全を守ることを最優先した災害対策本部の意思決定に資する情報収集分析体制を構築する（詳細は災害情報対応マニュアル参照）。加えて、被害の状況に応じて精度の高い被害情報を収集する仕組みの「緊急被害現地調査チーム」を編成し、迅速な被害情報の収集に努める（詳細は緊急被害現地調査マニュアルを参照）。

なお、災害の規模に応じて以下のとおり４段階の体制で対応する。

ア 小規模体制

小規模の土砂災害の発生（人的被害なし）、内水氾濫により数軒の床上床下浸水など、局地的な災害の発生及び発生が予想される場合の体制とする。がけ崩れ等による道路の損壊や、道路の冠水等の軽度な交通障害や、家屋への局地的な浸水害等への対応を想定し、主な対応業務は以下のとおりである。（別表を参照）

災害対策本部設置・運営・資料作成	「渋川市災害対策本部条例」「渋川市災害対策本部設置要綱」を参照
・参集要員規模の承認	
・オペレーションルーム設営・運営	
・気象情報等の情報収集と監視及び市内への影響評価	
・災害対応情報収集・分析体制確立	
・市民等からの問い合わせ対応	「災害情報対応マニュアル」参照
・情報収集整理解析担当配置	
・報道機関等への問い合わせ対応	「報道対応マニュアル」参照
・状況に応じて消防団との連携	「災害情報対応マニュアル」参照
・迅速な被害情報の収集体制構築	「緊急被害現地調査マニュアル」参照
・道路等の被害状況収集	
避難情報発令準備	
・発令対象地区の選定	
・指定避難所開設選定	
・市長への警戒レベル4発令承認	
事前連絡	
・関係担当班長（部局長）への参集職員の要請	
・対象地区の指定避難所管理者事前通知	
・対象地区自治会長への事前通知	
避難情報発令	
・指定避難所開設運営職員派遣（自治会との共同運営）	
・市民への避難情報周知	「災害情報対応マニュアル」参照
・県への報告	「災害情報対応マニュアル」参照

イ 中規模体制

小規模体制を超える対応が求められる事態で、中小規模の土砂災害により数名の人的被害が発生した場合や、内水氾濫により十数軒を超える床上浸水被害の発生及び発生が予想される場合の体制とする。

また、複数の地区に「警戒レベル4避難指示」を発令する場合も、指定避難所開設支援職員派遣を考慮し本体制とする。

なお、特に人的被害が発生した場合は、迅速かつ臨機応変な人命救助や二次災害防止の観点で現地災害対策本部を設置し、災害規模に応じて各業務に対応する職員を増員させる。

主な対応業務は以下のとおりである。

災害対策本部設置・運営・資料作成	「渋川市災害対策本部条例」「渋川市災害対策本部設置要綱」を参照
・参集要員規模の承認	
・オペレーションルーム設営・運営	
・気象情報等の情報収集と監視及び市内への影響評価	
・災害対応情報収集・分析体制確立	
・市民等からの問い合わせ対応	「災害情報対応マニュアル」参照
・情報収集整理解析担当配置	
・報道機関等への問い合わせ対応	「報道対応マニュアル」参照
・状況に応じて消防団との連携	「災害情報対応マニュアル」参照
・迅速な被害情報の収集体制構築	「緊急被害現地調査マニュアル」参照
・道路等の被害状況収集	
避難情報発令準備	
・発令対象地区の選定	
・指定避難所開設選定	
・市長への警戒レベル4発令承認	
事前連絡	
・関係担当班長（部局長）への参集職員の要請	
・対象地区の指定避難所管理者事前通知	
・対象地区自治会長への事前通知	
避難情報発令	
・指定避難所開設運営職員派遣（自治会との共同運営）	
・市民への避難情報周知	「災害情報対応マニュアル」参照
・県への報告	「災害情報対応マニュアル」参照
人的災害発生	
現地災害対策本部を設置（対象地区の行政センター）	「現地災害対策本部マニュアル」を参照
・現地災害対策本部との緊密な連携の確保	「現地災害対策本部マニュアル」を参照
・災害対策本部に関係機関ブース設置と緊密な連携の確保	

ウ 大規模体制

中規模体制を超える対応が求められる事態で、中小規模の土砂災害により数名を超える人的被害が発生した場合や、中小河川の内水・外水氾濫により数十軒を超える床上浸水被害の発生及び発生が予想される場合の体制とする。また、多数の地区に「警戒レベル4 避難指示」を発令する場合も指定避難所開設運営職員派遣を考慮し本体制とする。

特に多数の人的被害が発生した場合は、自衛隊の支援も視野に県と調整する。また、災害が多発で発生した場合は、情報の錯そうや市民等からの問合せの急増を視野に、職員を増員する。多点の現地災害対策本部の設置を想定した人材を参集させる。

また、災害規模に応じて各業務に対応する職員を増員させる。

主な対応業務は以下のとおりである。（別表を参照）

災害対策本部設置・運営・資料作成	「渋川市災害対策本部条例」「渋川市災害対策本部設置要綱」を参照
・参集要員規模の承認	
・オペレーションルーム設営・運営	
・気象情報等の情報収集と監視及び市内への影響評価	
・災害対応情報収集・分析体制確立	
・市民等からの問い合わせ対応	「災害情報対応マニュアル」参照
・情報収集整理解析担当配置	
・報道機関等への問い合わせ対応	「報道対応マニュアル」参照
・状況に応じて消防団との連携	「災害情報対応マニュアル」参照
・迅速な被害情報の収集体制構築	「緊急被害現地調査マニュアル」参照
・道路等の被害状況収集	
避難情報発令準備	
・発令対象地区の選定	
・指定避難所開設選定	
・市長への警戒レベル4 発令承認	
事前連絡	
・関係担当班長（部局長）への参集職員の要請	
・対象地区の指定避難所管理者事前通知	
・対象地区自治会長への事前通知	
避難情報発令	
・指定避難所開設運営職員派遣（自治会との共同運営）	
・市民への避難情報周知	「災害情報対応マニュアル」参照
・県への報告	「災害情報対応マニュアル」参照
人的災害発生	
現地災害対策本部を設置（対象地区の行政センター）	「現地災害対策本部マニュアル」を参照

・現地災害対策本部との緊密な連携の確保	「現地災害対策本部マニュアル」を参照
・災害対策本部に関係機関ブース設置と緊密な連携の確保	
人的災害発生（2箇所目）	
現地災害対策本部を設置（複数の地区の場合、各地区の行政センター）	「現地災害対策本部マニュアル」を参照
指定避難所開設選定	
指定避難所開設運営職員派遣（自治会との共同運営）	
現地災害対策本部と災害対策本部間の緊密な連携の確保	
状況に応じて	
状況に応じて「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令	
国土交通省への支援要請検討	
県連絡員と自衛隊災害派遣も視野に緊密な連携の確保	

エ 特別体制

大規模体制を超える対応が求められる事態で、大規模の土砂災害により十数名を超える人的被害や、主要河川の外水氾濫により百軒を超える床上浸水被害の発生など、甚大な被害が発生し国等の支援を求める事態又は予想される場合の体制とする。発生地区の行政センターに現地災害対策本部を設置。被害の状況に応じて「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令。

また、災害規模に応じて各業務に対応する職員を増員する。

主な対応業務は以下のとおりである。（別表を参照）

災害対策本部設置・運営・資料作成	「渋川市災害対策本部条例」「渋川市災害対策本部設置要綱」を参照
・参集要員規模の承認	
・オペレーションルーム設営・運営	
・気象情報等の情報収集と監視及び市内への影響評価	
・災害対応情報収集・分析体制確立	
・市民等からの問い合わせ対応	「災害情報対応マニュアル」参照
・情報収集整理解析担当配置	
・報道機関等への問い合わせ対応	「報道対応マニュアル」参照
・状況に応じて消防団との連携	「災害情報対応マニュアル」参照
・迅速な被害情報の収集体制構築	「緊急被害現地調査マニュアル」参照
・道路等の被害状況収集	
避難情報発令準備	
・発令対象地区の選定	
・指定避難所開設選定	
・市長への警戒レベル4 発令承認	
事前連絡	
・関係担当班長（部局長）への参集職員の要請	
・対象地区の指定避難所管理者事前通知	
・対象地区自治会長への事前通知	
避難情報発令	
・指定避難所開設運営職員派遣（自治会との共同運営）	
・市民への避難情報周知	「災害情報対応マニュアル」参照
・県への報告	「災害情報対応マニュアル」参照
人的災害発生	
・現地災害対策本部を設置（対象地区の行政センター）	「現地災害対策本部マニュアル」を参照
・現地災害対策本部との緊密な連携の確保	「現地災害対策本部マニュアル」を参照
・災害対策本部に関係機関ブース設置と緊密な連携の確保	
人的災害発生	
現地災害対策本部を設置（複数の地区の場合、各地区の行政センター）	「現地災害対策本部マニュアル」を参照

指定避難所開設選定	
指定避難所開設運営職員派遣（自治会との共同運営）	
現地災害対策本部と災害対策本部間の緊密な連携の確保	
状況に応じて「警戒レベル５緊急安全確保」を発令	
国土交通省への支援要請検討	
県連絡員と自衛隊災害派遣も視野に緊密な連携の確保	
被害の状況に応じて	
増設指定避難所（学校等の施設）選定	
増設指定避難所運営職員派遣（自治会との共同運営）	
状況に応じて「警戒レベル５緊急安全確保」を発令	
国土交通省への支援要請	
県連絡員に自衛隊災害派遣要請	
救援物資や義援金受入れ調整	
ボランティア対応	
県庁に設置される非常現地災害対策本部（政府）へのリエゾン派遣	
県連絡員と応急対策職員派遣の調整	
公共交通機関運行情報等の把握及び広報	

5 各体制での要員配置と主たる対応部署

別表を参照

所属長等は、災害発生時に自らの所属が実施すべき事項について、平時から職員に十分な説明を行い理解させておく。

別表に示したものは、想定される災害への対応であり、他の災害応急対策対応が求められることも十分あり得ることを念頭に余裕のある要員で対応する。

なお、記載している主たる所属は、あくまでも目安であり、参集職員の状況に応じて、災害対策本部が他の所属からの応援職員対応を指示することもある。

また、甚大な被害により災害応急対策職員の対応時間が長時間に及ぶ場合は、災害対策本部で全庁的な人員を対象に交代要員を確保し、職員の健康管理等に十分配慮する。（職員の継続対応時間は13時間を目安）

6 職員の参集

風水害は、不確実ながらもあらかじめ体制がとれることが多いため、要員配置を割り当てられた所属長等は、事前に参集対象職員へ参集依頼を行い、職員参集に遅れがないよう体制を整えておく。参集場所は、所属の勤務場所とする。また、風水害突発型の発生等で緊急に参集依頼がある可能性のあることも機会をとらえ説明し、理解を得ておくこと。

所属長等から参集依頼の事前説明を受けた職員は、今後の気象情報等に留意し参集依頼に備える。気象現象の推移によっては、事前説明のシナリオとは異なった状況に推移していくことがあるので、所属長等へ自発的に連絡を取り合うことが重要である。

特に、対象災害リスク内の地域に居住している職員は、本人の参集後に家族が避難しなければならない最悪の事態も想定し、事前に家族内で防災対応について十分話し合い、家族の身の安全を確保する。加えて、自宅周辺の人たちへ職員本人が参集しなければならないことについて理解を求め、最悪の事態には共助の支援を受けられる環境を平時から整えておくことが肝要である。

参集時の服装は、作業服等の安全で活動しやすい服装とする。携帯品は、軍手、タオル、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ、カップ等必要な用具をリュックサック等に入れて参集する。

なお、風水害突発型に備え平常時から準備をしておくこと。

（1）参集方法

参集指示を受けた場合は安全確保に十分に配慮しつつ、速やかに参集を行う。消防団員を兼ねる職員は、原則、市業務を優先する。

なお、顕著な現象が発生している状況下における参集には、参集経路の災害リスクを考慮し、迂回等により安全を確保する。

参集途中において知り得た被害状況、その他の災害情報は、参集後直ちに災害対策本部等に報告する。本報告は調査しながらの参集を意味するものではなく、迅速な参集を第一とした範囲内での、把握した情報を報告するものである。

参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、状況を所属長等に報告し、対応について指示を求める。その後、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、消防や警察等の救助実働機関へ通報し、援助を求めるなど適切な対応を行う。

参集できない場合には、所属の管理職に理由、連絡先、連絡方法を知らせる。

（２）自主参集

風水害による自主参集のケースは少ないと考えられるが、災害の発生又はそのおそれがある場合には、所属長等に連絡し指示を受ける。所属長等と連絡がとれない場合には自己判断により参集する。

（３）交通経路絶時の参集

所属の勤務場所に参集できないと判断した場合は、所属の管理職に連絡し参集場所の指示を受ける。所属の管理職に連絡できない場合は、近隣の行政センター等に参集し、参集場所での上席者の指示に従い応急対策活動に従事する。

７ その他

職員本人又は家族・家屋が被災した場合は、負傷や家屋の損壊の程度に応じ応急手当を実施するとともに、状況を所属長等に連絡し参集の可否も含め、今後の対応等について相談する。報告を受けた所属長等は速やかに人事課長へ報告する。

[illegible]

避難情報	体制	班	活動場所	対応業務	必要人数	対象担当課（支援）	情報防災部	総合戦略部	総務部	市民環境部	行政センター	福祉部	育都推進部	産業観光部	建設交通部	上下水道局	教育長	教育部	会計課	議会事務局	監査委員事務局	農業委員会事務局	消防団
警戒レベル3自主避難発令 自主避難及び	災害警戒本部（警戒体制）	警戒本部会議	庁議室	災害警戒本部会議（連絡員の同行可）	※1 本部員	会議運用（統括班）＋気象監視班	部長	部長	部長	部長		部長	部長	部長	部長	局長	部長	部長	会計管理者	局長	局長	部長	
		気象監視班	危機管理室 打合せスペース	気象情報等の情報収集と監視及び渋川市内への影響評価	2名	気象防災アドバイザー＋2名	2																
		オペ統括班		本部の統括、資料作成・議事録作成	3名	室長＋危機管理係	室長＋2																
		情報分析班		災害関連情報収集分析体制（市民からの問合せ対応含む）	6名＋柱	災害情報対応マニュアル参照	危機管理係長	1	1	1				1	1			1					
		情報発信班		Lアラート、防災行政無線等の情報発信	2名	DX・行政管理課	2																
		報道対応班		H P、ＳＮＳ及び報道機関対応	1名	報道対応マニュアル参照		* 2 1															
		自治会連絡班	各執務室	対象地区自治会長への事前通知・情報共有連携	6名	市民環境部、行政センター（対象地区）				4	* 1 2												
		避難所班	対象地区公民館	対象地区の公民館避難所開放（1地区当たり2名）	2名	対象地区公民館												* 1 2					
				計	37名	21名＋本部員	7	1	1	5	※1 2			1	1			* 1 3					

※1 状況によって人数は変動する。

※2 人員に兼務有り

避難情報	体制	班	活動場所	対応業務	必要人数	対象担当課（支援）	情報防災部	総合戦略部	総務部	市民環境部	行政センター	福祉部	育都推進部	産業観光部	建設交通部	上下水道局	教育長	教育部	会計課	議会事務局	監査委員事務局	農林委員会事務局	消防団
警戒レベル4避難指示発令	災害対策本部（小規模体制）	災対本部会議	本庁舎第一会議室	災害対策本部会議・運営	本部員 +連絡員 +〇名	会議運用（統括班）+気象監視班	部長	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員		部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	局長+連絡員	教育長	部長+連絡員	会計管理者	局長	局長	局長	団長
		議事録作成班		災対本部会議議事録作成	2名				2														
		災対本部設営班		災害対策本部設営（大会議室） 本庁舎内動線規制	6名	情報防災部	*2 6																
		オペ統括班	オペレーションルーム	オペレーションルーム内の統括	3名+柱	室長+危機管理係	室長+3名																
		気象監視班		気象情報等の情報収集と監視及び渋川市内への影響評価	2名	気象防災アドバイザー +2名（総務課）	アドバイザー		2														
		資料作成班		会議資料作成	2名				2														
		電話対応班		災害関連情報収集（市民からの問合せ対応含む）	5名+柱	災害情報対応マニュアル参照	危機管理係長		5														
		情報分析班		災害関連情報分析	3名	実働部門から3名								1	1	1							
		情報連絡班		情報連絡員の派遣（ライフライン対応）	7名			1	1	1				1	1	1		1					
		情報発信班		Lアラート、防災行政無線等の情報発信	2名	DX・行政管理課	2																
		報道対応班		H P、S N S及び報道機関対応	2名	報道対応マニュアル参照		2															
		自治会連絡班		対象地区自治会長への事前通知と情報共有・連携	※1 6名	市民環境部、行政センター（対象地区）				4	*1 2												
		避難所班	各避難所	避難指示地区公民館避難所要員（1地区当たり4名）	※1 4名	教育部（対象地区公民館）												※1 4					
		避難所班	各避難所	避難指示地区市有施設避難所担当（1施設当たり）	※1 4名	福祉部						※1 4											
		物資輸送班		避難所への災害備品配布	3名	総合戦略部		3															
		緊急被害現地調査チーム		災害関連情報収集体制	20名	緊急被害現地調査マニュアル参照			5				7					5	1		1	1	
				計	94	70名+本部員+連絡員	7 +アドバイザー	6	17	5	※1 2	※1 4	7	2	2	2		※1 10	1		1	1	

※1 状況によって人数は変動する。

※2 人員に兼務あり。

避難情報	体制	班	活動場所	対応業務	必要人数	対象担当課（支援）	情報防災部	総合戦略部	総務部	市民環境部	行政センター	福祉部	育都推進部	産業観光部	建設交通部	上下水道局	教育長	教育部	会計課	議会事務局	監査委員事務局	農業委員会事務局	消防団
警戒レベル4避難指示エリア拡大発令	災害対策本部（中規模体制）	災対本部会議	本庁舎第一会議室	災害対策本部会議・運営	本部員 +連絡員 +〇名	会議運用（危機管理室） 〇名+気象監視班	部長	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員		部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	局長+連絡員	教育長	部長+連絡員	会計管理者	局長	局長	局長	団長
		議事録作成班		災対本部会議議事録作成	2名				2														
		災対本部設営班		災害対策本部設営（大会議室） 本庁舎内動線規制	6名	情報防災部	* 3 6																
		オペ統括班	オペレーションルーム	オペレーションルームの統括		危機管理室長+3名	室長+3																
		気象監視班		気象情報等の情報収集と監視及び渋川市内への影響評価	2名	気象防災アドバイザー +2名	アドバイザー		2														
		資料作成班		会議資料作成	2名				2														
		電話対応班		災害関連情報収集（市民からの問合せ対応含む）	5名+柱	災害情報対応マニュアル参照	危機管理係長		5														
		情報分析班		災害関連情報分析	3名	災害情報対応マニュアル参照								1	1	1							
		情報連絡班		情報連絡員の派遣	7名	災害情報対応マニュアル参照		1	1	1				1	1	1		1					
		情報発信班		Lアラート、防災行政無線等の情報発信	2名	DX・行政管理課	2																
		報道対応班		H P、Ｓ Ｎ Ｓ 及び報道機関対応	3名	報道対応マニュアル参照		3															
		自治会連絡班		避難拡大地区自治会長への事前通知と情報共有・連携	※1 6名	市民環境部・行政センター（対象地区）				4	※3 2												
		現地災対	対象地区行政センター	災害応急対策 現地災害対策本部長：総合戦略部長	10名+柱	現地災害対策本部マニュアル	消防係長	部長			5			2	2								
		避難所班	対象避難所	避難指示地区公民館避難所要員（1地区当たり4名）	※2 24名	対象地区公民館												※2 24					
		避難所班	対象避難所	避難指示地区市有施設避難所担当（1施設当たり）	4名	福祉部						4											
		物資輸送班		新たに指定した避難所への災害備品配布	6名	総合戦略部		6															
		緊急被害現地調査チーム		災害関連情報収集体制	20名	緊急被害現地調査マニュアル参照			5				7					5	1		1	1	
		計			119	98名+本部員+連絡員	7 +アドバイザー	10	11	5	5	4	7	4	4	2		30	1		1	1	

※1 状況によって人数は変動する。

※2 6地区の公民館を指定避難所として開設した場合を想定する。

※3 人員に兼務あり。

避難情報	体制	班		対応業務	必要人数	対象担当課（支援）	情報防災部	総合戦略部	総務部	市民環境部	行政センター	福祉部	青都推進部	産業観光部	建設交通部	上下水道局	教育長	教育部	会計課	議会事務局	監査委員事務局	農業委員会事務局	消防団
警戒レベル4避難指示エリア拡大発令	災害対策本部（大規模体制）	災対本部会議	本庁舎第一会議室	災害対策本部会議	本部長 +連絡員 +〇名	会議運用（オベ統括班）+ 気象監視班	部長	部長+連 絡員	部長+連 絡員	部長+連 絡員		部長+連 絡員	部長+連 絡員	部長+連 絡員	部長+連 絡員	局長+連 絡員	教育長	部長+連 絡員	会計管理 者	局長	局長	局長	団長
		議事録作成班		災対本部会議議事録作成	2名	災対本部運営マニュアル			2														
		災対本部設営班		災害対策本部設営（大会議室） 本庁舎内動線規制	6名	情報防災部	* 3 2		※3 4														
		オベ統括班	オペレーション ルーム	オペレーションルームの統括	3名+柱	危機管理室長+3名	室長+3																
		気象監視班		気象情報等の情報収集と監視及び洪川市内への影響評価	2名	気象防災アドバイザー +2名	アドバイ ザー		2														
		資料作成班		会議資料作成	2名	災対本部運営マニュアル			2														
		電話対応班		災害関連情報収集（市民からの問合せ対応含む）	10名+柱	災害情報対応マニュアル参照	危機管理 係長		10														
		情報分析班		災害関連情報分析	3名	災害情報対応マニュアル参照								1	1	1							
		情報連絡班		情報連絡員の派遣	7名	災害情報対応マニュアル参照		1	1	1				1	1	1		1					
		情報発信班		Lアラート、防災行政無線等の情報発信	2名	DX・行政管理課	2																
		報道対応班		H P、S N S 及び報道機関対応	3名	報道対応マニュアル参照		3															
		現地災対①	対象地区行政センター	1 箇所目の災害応急対応 現地災害対策本部長：総合戦略部長	10名+柱	現地災害対策本部マニュアル	1	部長			5			2	2								
		現地災対②	対象地区行政センター	2 箇所目の災害応急対応 現地災害対策本部長：総務部長	10名+柱	現地災害対策本部マニュアル参照	1		部長		5			2	2								
		自治会連絡班		避難拡大地区自治会長への事前通知と情報共有・連携	8名	市民環境部、行政センター（対象地区）				4	※3 2×2												
		避難所班	対象避難所	避難指示地区公民館避難所要員（1 地区当たり 4 名）	※2 44名	対象地区公民館												* 2 44					
		避難所班	対象避難所	避難指示地区市有施設避難所担当（1 施設を想定）	4名	福祉部						4											
		物資輸送班		新たに指定した避難所への災害備品配布	6名	総合戦略部		6															
				主要道路土砂崩れ啓開等の応急対策	10名	建設交通部									10								
		緊急被害現地調査チーム		災害関連情報収集体制	20名	緊急被害現地調査マニュアル			5				7					5	1		1	1	
		計			162	141名+本部長+連絡員	7 +アドバイ ザー	10	15	5	10	4	7	6	16	2		50	1		1	1	

※1 状況によって人数は変動する。

※2 全ての公民館を指定避難所として開設した場合を想定する。

※3 人員に兼務あり。

避難情報	体制	班	活動場所	対応業務	必要人数	対象担当課（支援）	情報防災部	総合戦略部	総務部	市民環境部	行政センター	福祉部	育都推進部	産業観光部	建設交通部	上下水道局	教育長	教育部	会計課	議会事務局	監査委員事務局	農業委員会事務局	消防団
警戒レベル5緊急安全確保発令	災害対策本部（特別体制）	災対本部会議	本庁舎第一会議室	災害対策本部会議・運営	本部員 +連絡員 +〇名	会議運用（オベ統括班） +気象監視班	部長	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員		部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	局長+連絡員	教育長	部長+連絡員	会計管理者	局長	局長	局長	団長
		議事録作成班		災対本部会議議事録作成	2名	本部運営マニュアル			2														
		災対本部設営班		災害対策本部設営（大会議室） 本庁舎内動線規制	6名	情報防災部	* 3 6																
		オベ統括班	オペレーションルーム	オペレーションルームの統括		危機管理室長+3名	4																
		気象監視班		気象情報等の情報収集と監視及び渋川市内への影響評価	2名	気象防災アドバイザー+2名	アドバイザー		2														
		資料作成班		会議資料作成	2名	本部運営マニュアル			2														
		電話対応班		災害関連情報収集（市民からの問合せ対応含む）	10名+柱	災害情報対応マニュアル参照	危機管理係長		10														
		情報分析班		災害関連情報分析	3名	災害情報対応マニュアル参照								1	1	1							
		情報連絡班		情報連絡員の派遣	7名	災害情報対応マニュアル参照		1	1	1				1	1	1		1					
		情報発信班		Lアラート、防災行政無線等の情報発信	2名	DX・行政管理課	2																
		報道対応班		H P、S N S及び報道機関対応	4名	報道対応マニュアル参照		4															
		現地災対①	対象地区行政センター	1箇所目の災害応急対策の実施 現地災害対策本部長：総合戦略部長	10名+柱	現地災害対策本部マニュアル	消防係長	部長			5			2	2								
		現地災対②	対象地区行政センター	2箇所目の災害応急対策の実施 現地災害対策本部長：総務部長	10名+柱	現地災害対策本部マニュアル参照	安全安心係長		部長		5			2	2								
		避難所班	対象避難所	避難指示地区公民館避難所要員（1地区当たり4名）	44名	対象地区公民館												* 2 44					
		避難所班	対象避難所	避難指示地区市有施設避難所担当（2施設を想定）	8名	福祉部						8											
		物資輸送班		避難所への災害備品配布	14名	総合戦略部、会計、議会、農委、監査		10											1	1	1	1	
		自治会連絡班		避難拡大地区自治会長への事前通知と情報共有・連携	8名	市民環境部				4	※3 4												
		建設交通班		主要道路土砂崩れ啓開等の応急対策と交通規制	20名	建設交通部									20								
		緊急被害現地調査チーム		災害関連情報収集体制	20名	緊急被害現地調査マニュアル参照			5				7				5	1			1	1	
				被災状況に応じた義援金・ボランティア対応の検討	2名	福祉部						2											
				計	188	167名+本部員+連絡員	7+アドバイザー	15	22	5	10	10	7	6	26	2		50	2	1	2	2	

※1 状況によって人数は変動する。

※2 全ての公民館を指定避難所として開設した場合を想定する。

※3 人員に兼務あり。